

公園施設長寿命化対策支援事業 東御中央公園遊具等設置工事
プロポーザル評価基準

本プロポーザルにおける参加申込者の評価は、評価委員会において審査し決定する。
評価委員は、下表の評価基準の各評価項目について採点し、算出された評価点数により評価するものとする。

1 評価基準

評価項目		評価の着目点	配点
実績	業務実績に対する評価	同種類別の受注業務実績	5
技術提案	工事価格に対する評価	工事内訳書（見積書）	5
	テーマ・コンセプト	本公園の遊具としてふさわしい提案	10
	遊具の構成要素	子供の発達年齢に合わせた遊具の構成	5
		冒険、挑戦したくなるような魅力ある要素	5
		周辺施設や景観との調和・近隣市町村の公園にない独創性のある遊具	5
	工事全般	施工方法（安全対策等）・工程計画	5
	維持管理	耐用年数の長期化対策	5
		メンテナンス性の向上対策	5
		設置後 20 年間のメンテナンス計画及び維持管理費等内訳	5
	安全配慮	遊具と遊具周辺の安全配慮・安全施設（転落防護等）整備	10
配置提案	利用する側、見守る側の双方の視点に立ち、周辺施設との回遊性を考慮した配置提案	15	
プレゼン・ヒアリング	全体提案	総合的な視点における優れた技術提案	10
利用者アンケート	アンケート結果		10
計			100

2 採点方法

各評価項目について、A～Eの5段階評価を行う。

- (1) 評価は各評価項目ごと5点満点とし、A＝5点、B＝4点、C＝3点、D＝2点、E＝1点として換算する。
- (2) 評価項目ごとの評価点数は、配点×5段階評価の換算点数とし、合計したものを評価委員の評価点数とする。